

200939042A

厚生労働科学研究研究費補助金

食品の安心・安全確保推進研究事業

健康食品の情報提供システム体制の構築と安全性確保に
関する研究

平成 21 年度総括・分担研究報告書

主任研究者:梅垣敬三
平成 22(2010)年 4月

目次

総括研究報告書

健康食品の情報提供システム体制の構築と安全性確保に関する研究 梅垣 敬三	p3-12
--	-------

分担研究報告書

保健機能食品等に係るアドバイザースタッフに関する実態調査 - 栄養情報担当者、食品 保健指導士、サプリメントアドバイザーについて - 梅垣 敬三	p13-40
---	--------

アドバイザースタッフの資質レベル維持に関するシステム開発 長村 洋一	p41-94
--	--------

アドバイザースタッフに対する教育の標準化ならびに国際化に関する研究 齊藤 邦明	p95-110
---	---------

健康食品の情報提供システム体制の構築と安全性確保に関する研究 金澤 秀子	p111-136
--	----------

健康食品の評価法と利用実態に関する研究 信川 益明	p137-217
---------------------------------------	----------

幼児にサプリメントを利用させている保護者の食・栄養に関する知識や情報源に関する調査 梅垣 敬三	p218-224
---	----------

健康食品の摂取に伴う健康被害の因果関係判定法の検討 山田 浩	p225-226
--	----------

資 料

研究成果の刊行物	p227-244
----------------	----------

厚生科学研究費補助金(食品の安心・安全確保推進研究事業)
総括研究報告書

健康食品の情報提供システム体制の構築と安全性確保に関する研究

主任研究者 梅垣 敬三 独立行政法人国立健康・栄養研究所情報センター長

研究要旨

健康や栄養に関する不確かな情報の氾濫と多様な健康食品の流通は、正しい食習慣の妨げになるだけでなく健康被害の発生にも関係している。本研究ではそのような問題に対応するため、健康食品問題に取り組んできた団体が保持しているシステム等を活用し、国民に効果的な情報提供ができる体制の構築と安全性の確保に関する研究を実施した。

・消費者に健康食品等に関する正しい情報を個別に伝えるアドバイザースタッフの養成団体ならびにその資格取得者を対象に実態調査のアンケートを実施した。その結果、アドバイザースタッフと想定される資格の養成・認定団体は20以上も存在しており、その多くの資格が国の求めているアドバイザースタッフのレベルを満たしているかどうかは極めて曖昧なことが明らかとなった。国が求めているアドバイザースタッフの要件を満たす資格としては、独立行政法人国立健康・栄養研究所が認定している栄養情報担当者(NR)、日本臨床栄養協会が養成・認定しているサプリメントアドバイザー、一般社団法人健康食品管理士認定協会が養成・認定している健康食品管理士、財団法人日本健康・栄養食品協会が養成・認定している食品保健指導士があげられる。それらの資格取得者に対する個別のアンケート調査結果では、薬剤師や管理栄養士、臨床検査技師などの国家資格の有無、職種、健康食品関連の業務への関与度などが様々であること、NRとサプリメントアドバイザーについては類似点が多く、4つの資格のいずれについても社会的な認知度が低いという共通した問題があることが明らかとなった。アドバイザースタッフと称する資格が乱立する状況で、資格取得者が社会で活躍できるようにするためには、その知名度の向上、最新情報の提供、教育システムの確保、活躍の場の提供、消費者に信頼され認識されやすい公的資格としての統合などの取り組みが必要と考えられた。

・健康食品管理士を対象にアドバイザースタッフに対する教育の標準化や支援プログラムの構築に関する検討を実施し、1) 職種の異なるアドバイザースタッフに同じレベルの情報を共有させ理解させる上で健康食品管理士認定協会のシステムが将来的には最も優れていること、2) 健康食品管理士の実態調査と消費者等への対応のシミュレーション問題による意識調査から、多くの健康食品管理士が何らかの形で患者や消費者等から健康食品に関する相談を受け、しっかりした情報源があればかなりの確に質問に対する回答ができることが明らかになった。これらの結果を踏まえて、教育的バックグラウンドの異なるアドバイザースタッフのレベルをそろえるためのeラーニング教材の作製を開始した。

・海外でのアドバイザースタッフの実態調査の結果からは、1)アドバイザースタッフを介した健康食品に関する種々の情報提供システムは未だ構築されていないこと、2)アドバイザースタッフを活用した国民への食の安全・安心を担保するシステムの構築は極めて重要であること、3)有資格者が実践の場で健康食品に関するアドバイスが円滑にできるようにするために、知名度の向上、活躍の場の提供、最新情報の提供、アドバイザースタッフ支援教育システムの構築が重要であることが示唆された。

・医療従事者の中に健康食品の専門家がほとんどいないといわれている状況で、健康食品の多くは薬局で販売されている。薬の専門家である薬剤師がNRなどの資格を取得して、健康食品に関する最新情報と正確な知識を消費者に適切に伝達することが期待される。そこで薬剤師が健康食品の最新情報を入手してアドバイスできる研修システムおよび情報提供ツールについて検討した。また、腎臓透析専門の医療機関において、医療スタッフと患者を対象とした健康食品についてのアンケート調査を実施し、医療機関における問題点を抽出した。実施したアンケート調査結果から、医療スタッフが健康食品のアドバイスを行うとき、最新の健康食品

情報や簡易マニュアルを求めていることが明らかになった。この結果を踏まえて、現場の薬剤師が利用しやすいカード式の説明ツールを試作した。

・アドバイザースタッフの認定講座に関する調査では、11 認定講座に関して調査した。その結果、4 認定講座がアドバイザースタッフに求められる要件を満たしていること、その養成講座で利用されるテキストは、「食生活」「栄養学の基礎」「健康食品」「医薬品」「疾病」「法令・法規」「食品衛生」「商品開発」「品質・製造管理」「表示」「消費者対応」に関して、ボリュームに違いが認められることを示した。このアドバイザースタッフ認定講座の調査分析結果は、アドバイザースタッフ養成教育の充実に資するものと考えられた。また、消費者が健康食品に関する正しい情報の提供を受け、適切な製品の選択を行うことができるようにするためには、健康食品の評価、健康食品の評価法に関する研究推進が急務であり、消費者に理解・納得される情報提供と、その検証を行うことが必要と考えられた。

・サプリメントを錠剤・カプセルの形状に限定し、その幼児における利用実態と保護者の食や栄養に関する知識とその情報源について調査を行った。その結果、幼児の保護者は、五大栄養素のはたらきについてはよく理解しているが、摂取量の概念や食品の安全性に関してはやや誤解が見られ、国の制度や調査については、知らない者が多いこと、また、栄養や食に関する判断を行う際に最も参考にしている情報源はテレビ・インターネットであり、政府機関の発行物はほとんど参考にされていないことが明らかとなった。この結果は、公的もしくは専門機関から、より積極的に情報提供を行うことの重要性を示唆した。

・健康食品の摂取に伴う健康被害として報告される情報は種々雑多であり、その情報を正確に把握し、因果関係の評価判定を行うことは極めて難しい。また、その健康被害の因果関係を科学的に吟味するための臨床上有用な方法論もいまだ確立されていない。今までに医薬品の有害事象の因果関係判定に利用されているアルゴリズムを改変し、健康食品の摂取に伴う健康被害の因果関係判定への適用を試みてきたが、信頼性において十分といえない状況が存在した。そのため、開発してきたアルゴリズムを再検討し、適用上の問題点を抽出し改良を加えることで、臨床現場で実際に遭遇する健康被害事例に応用可能な因果関係評価判定法の構築を試みた。

研究分担者

金澤 秀子(慶應義塾大学薬学部)
斉藤 邦明(京都大学大学院医学研究科)
玉川 淳(国立障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉研究部)
長村 洋一(鈴鹿医療科学大学保健衛生学部)
信川 益明(慶應義塾大学医学部)
山田 浩(静岡県立大学薬学部)

研究協力者

橋本 洋子(秋草学園短期大学)
松本 圭司(浜松医科大学薬剤部)
加藤 竜維(静岡県立大学薬学部)
朴 美貞(静岡県立大学薬学部)
小菅 和仁(静岡県立大学薬学部)
加藤 博(財団法人日本健康・栄養食品協会健康食品部)
岩浪 恒平(財団法人日本健康・栄養食品協会教育研修部)
福本 成子(財団法人日本健康・栄養食品協

会 特定保健用食品部)
齋藤 悠子(財団法人日本健康・栄養食品協会健康食品部)
吉野 秀朗(杏林大学医学部循環器内科)
野地 有子(防衛医科大学校看護学教育部設立準備室)
平形 道人(慶應義塾大学医学部医学教育統括センター)
長谷川直樹(慶應義塾大学医学部呼吸器内科)
丹羽 正幸(社団法人新宿区医師会、医療法人社団丹伎会)
平野 孝和(医療法人社団千禮会)
信川 敏子(医療法人社団千禮会)
團 茂樹(宇部内科小児科医院)
立川 弥香(駿河台日本大学病院循環器科)
関本 邦敏(日本食品保健指導士会)
喜代 幸平(NPO法人レ・ザミ・ドウ・キュルノンスキー・ジャポン)
浜野 弘昭(ダニスコジャパン株式会社学術・技術担当)
永留 佳明(ハウス食品株式会社ソマテックセ

ンターグループ)

土田 博(明治乳業株式会社技術開発研究所)

荻原 葉子(味の素株式会社品質保証部)

川手 雄二(明治製菓株式会社健康事業商品企画部)

笠井 哲(キャドバリー・ジャパン株式会社科学技術本部)

坂間 厚子(カルピス株式会社品質保証部)

安部達一郎(日清オイリオグループ株式会社中央研究所)

赤染 陽子(アサヒビール株式会社コーポレート研究開発本部食の研究所)

川上 智美(森永乳業株式会社栄養科学研究所食品臨床研究部)

佐藤 陽子、狩野 照誉、中西 朋子
(独)国立健康・栄養研究所)

A. 目的

健康食品に関する間違っただ情報の流布は、いたずらに消費者を混乱させている。国は保健機能食品制度により、有効性・安全性が科学的に評価された健康食品を位置づけているが、その内容は消費者に十分に理解されていない。一方、民間団体・組織では、健康食品の安全性確保に向けた取り組みとして、アドバイザースタッフ等の人員の養成・認定等を個別に実施してきたが、認定・養成方法の範囲、具体的方法等の相違から、その人員の活動内容、知識レベル等は様々で、かつ消費者に対する認知度は十分とは言えず、結果的に有効な方法には至っていない。そのため、認定・養成団体が相互に連携して健康食品の情報提供に対して効果的な取り組みを行うことが必要となっている。

本研究では、健康食品の問題に取り組んできた各団体が保持しているシステム・経験・知識を最大限に活用し、健康食品の安全性・有効性情報を消費者に効果的に提供するため、具体的には、1)消費者への情報提供法(多様なアドバイザースタッフの実態調査、養成・認定に対する基本的内容・考え方の整理、養成等手法としてのeラーニング手法等を介したアドバイザースタッフの知識レベルの検証とレベルアップ、消費者への効果的な情報提供ツールの開発)、2)健康食品による被害の防止法(主に子どもにおける健康食品の利用実態とその問題の解決、健康食品による健康被

害の因果関係の判定法、健康食品の評価法)に関する検討を行った。

B. 研究方法

(1)多様なアドバイザースタッフ等の実態の把握とレベルアップに関する研究

保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの実態調査と問題点の把握を行うために、1)アドバイザースタッフと想定される資格および認定団体へのアンケート調査と2)主なアドバイザースタッフ4資格(栄養情報担当者(以下NR)、サプリメントアドバイザー、健康食品管理士、食品保健指導士)の取得者へのアンケート調査を行った。また、海外のアドバイザースタッフの状況についても調査した。同時に養成等手法としてのeラーニング手法の検討、必須な教育科目DVD作成等を介して、アドバイザースタッフのレベルアップに関する研究と実用性の検証を行った。

(2)消費者に対する効果的な情報提供ツールの開発

消費者は多様であることから、『健康食品』の安全性・有効性情報データベースを介した情報提供は、データベース→専門職(アドバイザースタッフ等)→消費者、というルートを重視して作成されている。本研究では、アドバイザースタッフ資格取得者へのアンケート調査をもとに、消費者にデータベースの内容が直接わかりやすく情報提供できるツールの開発を行う。

(3)健康食品による被害防止に関する検討

子供のサプリメントの利用が海外では進んでおり、日本でも同様の現象が懸念される。そこで特に幼児のサプリメントの利用に関する実態調査、その要因と問題点、それに関する対策(親に対する効果的な教育の方法)を検討した。

健康食品との関連が疑われる健康被害事例は保健所を介して厚生労働省に集約されているが、その因果関係の解析は極めて難しいと考えられる。そこで研究班が入手できる多様な事例を利用して健康食品と健康被害の因果関係の判定に関する方法論の確立を試みた。

健康食品は有効性も重要であるが、多様な消費者に利用されることから、リスクを重視した評価法が求められる。そこで健康食品の評価法を検討した。

C. 研究結果

(1) 多様なアドバイザースタッフ等の実態の把握とレベルアップに関する研究

アドバイザースタッフの各養成・認定団体の協力を得て、4 団体(NR、食品保健指導士、サプリメントアドバイザー、健康食管理士)の資格取得者に対してアンケート調査を実施した。回答が得られた人数と、2009年10月における資格取得者は、それぞれ、NR:アンケート対象者 2,924人、回答者 2,223人(回答率 76%) (有資格者総数:4,093人、総数からみた回答率:54%)、食品保健指導士:アンケート対象者 504人、回答者 183人(回答率 36.3%) (有資格者総数:906人、総数からみた回答率:20.3%)、サプリメントアドバイザー:アンケート対象者 1,988人、回答者 835人(回答率 42%) (有資格者総数:3,911人、総数からみた回答率:21.4%)、健康食品管理士:アンケート対象者 6,653人、回答者 900人(回答率 13.5%) (有資格者総数:6,653人、総数からみた回答率:13.5%)であった。NRとサプリメントアドバイザーは専門職が多いのに対し、食品保健指導士は少ない傾向にあった(健康食品管理士には該当の設問なし)。また、NRは特に薬局・薬店の業務に携わっている人が多いのに対し、食品保健指導士と健康食品管理士は健康食品に関連する業務に携わっていない人が多かった。NR、サプリメントアドバイザー、健康食品管理士は、既に国家資格を取得している人が多く、NRでは薬剤師、健康食品管理士では臨床検査技師が多かった。資格取得の目的としては、NRとサプリメントアドバイザーでは、特に自己啓発・スキルアップが多く、職務先からの命令で取得した人は少ない傾向にあった。

(2) 消費者に対する効果的な情報提供ツールの開発

薬剤師が患者や消費者に対する健康食品使用や服薬指導に使えるカード式の説明ツールB5版を試作した。薬局勤務の薬剤師11名に試作した情報提供ツールについて意見を求めたところ、大変有効なツールである、大きさは手ごろで紙の厚さもよい、差し替えできるスタイルもよいなどと概ね好評であった。また、対象者(病気の人、高齢者、妊婦、母親)毎に分けて作ると使い易い、一般向け対象の情報提供ツールとして作成してほしい、情報ツールは薬剤師向け、患者向けを別にすると見やすい、

カリウム上昇例、ウコンを服用中に肝機能悪化等、例を挙げた資料があれば一般の人にも興味がわく、1ページあたりの情報量を少なく、などの意見もあった。

(3) 健康食品による被害防止に関する検討
抽出した健康被害事例 36例の評価判定の結果、11例が probable、25例が possible にカテゴリー分類された。評価項目別では、全ての事例において「プラセボの投与による症状の出現」、「毒性域を確かめるための血中濃度測定」、「摂取量の増減による症状の変動」の項目に関する情報が得られなかった。健康食品の製品表示が不十分で、含有量や添加物の情報が不明なものも見られた。

D. 考察

(1) 多様なアドバイザースタッフ等の実態の把握とレベルアップに関する研究

資格取得者の国家資格保有率や従事している業種は資格により異なること、いずれの資格取得者も資格取得後のフォローアップの充実を望んでいること、消費者の認知度の低さに不満を感じていること、の3点が明らかとなった。

平成14年にまとめられた厚生労働省「保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方について」において、アドバイザースタッフの養成は民間団体に任されており、数多くの養成団体が乱立している。こうした中、認定・養成の方法や範囲、活動内容、知識レベル等も様々であることが予測されてきた。実際、本調査において、国家資格取得者が多く、よりレベルアップを目指して取得しているもの、食品会社勤務者(販売や事務など)が多いもの、薬剤師もしくは管理栄養士が多いものなど、資格により特徴が見られ、健康食品に対する姿勢も様々であることが推測された。したがって、アドバイザースタッフ資格の乱立を収束していくことは必要であるが、これらを一つに統一して行くことは難しいと考えられる。こうしたバックグラウンドの異なる資格取得者が、アドバイザースタッフとして活躍していくためには、一定の知識レベルの保持と基本的な健康食品に対する考え方を、ある程度統一して行くことが必要と考えられる。知識レベルの保持のためには、資格取得後の更新時試験の導入が不可欠と考えられるが、一度

取得した資格に対し再度同様の試験を行うことには抵抗が見られ、また、現行の更新制度においても、開催場所や日時に対する要望が多かったこと、インターネットからの情報収集者が多いことなどから、e-ラーニングを活用した更新時試験およびフォローアップ教育の検討が望まれる。

資格取得後のフォローアップに関しては、最新情報の提供の他、簡易マニュアルの要望が強く、消費者と対面する現場で利用できる効果的なツールの開発の必要性が示唆された。また、資格は取得していても、「健康食品に関するアドバイスができない」と回答した人が多かったことから、体験的学習の場を確保するなど、より実践的なフォローアップ教育が求められていることが明らかとなった。

アドバイザースタッフ資格取得者が、現状で最も不満を感じている点は、その認知度の低さであった。資格取得者自身、その資格を保有していることを提示している人は少なかったが、これには、知られていないから提示せず、提示がないからますます認知されなくなるといった悪循環があると考えられる。消費者への周知を徹底するため、アドバイザースタッフについての情報提供を積極的に行うと共に、資格取得者にはその旨の提示を推奨する必要があるといえる。

本研究は対象者が全資格保有者ではなく、また、団体によっては回答者割合が総資格保有者の20%のものもあるため、対象者の偏りを無視することはできず、本結果が必ずしも資格取得者全体の状況を反映するものではないという問題点がある。このような状況を考慮しても、養成団体により資格取得者に特徴があること、アドバイザースタッフの現状への不満ほどの資格取得者でも共通であることが明確になったことは、今後、アドバイザースタッフ制度を整備していくうえでの有益な資料となり得る。アドバイザースタッフを有効に活用し、効果的に消費者へ情報提供できるようにするためには、アドバイザースタッフ資格取得後の教育システムの整備および消費者への周知が急務であると考えられる。

(2) 消費者に対する効果的な情報提供ツールの開発

薬剤師の多くは健康食品情報提供が必要だという認識はあるが、情報の入手先などの知

識もなく、NRなどの資格の取得者もまだ少ないことが示された。薬剤師のための講演会開催による啓発が必要と思われる。また、NR有資格者が知識はあっても活用ができていない実態が明らかとなり、今後は、患者や消費者にスムーズに情報提供する能力を身につけるための演習などを行う必要があると思われる。

医療機関(透析患者)において患者は安全性について疑問を持っていることが窺えた。摂取の可否や安全性などについて正確な情報を提供できる体制作りが望まれる。

患者や消費者に対する健康食品使用の聞き取りや服薬指導などの際に使えるカード式の説明ツールは、必要であるという薬剤師の意見が多かった。試作品は概ね好評であったことから、今後は、より使いやすい形態で作成したものを配布し、病院や薬局で使用して頂き、意見をとりいれて改良を行う。

(3) 健康食品による被害防止に関する検討

健康食品は医薬品と比較し、健康被害との因果関係を判断するための情報が少ない。特にプラセボ投与、血中濃度と毒性との関連、摂取量の増減による症状の変動といった評価項目に関する情報は得られにくい結果となったことから、これらの判断項目としての価値は低いと思われる。一方、健康食品の含有量、添加物といった製品情報は因果関係の判断に影響を与えることから、調査票に付与すべき内容と考える。

E. 結論

(1) 多様なアドバイザースタッフ等の実態の把握とレベルアップに関する研究

アドバイザースタッフの実態を調査するため、アドバイザースタッフと想定される資格および認定団体にアンケート調査を行った。また、資格取得者の意識等を調査するために、NR、食品保健指導士、サプリメントアドバイザーの資格取得者を対象として、アドバイザースタッフの実態調査を行った。その結果、資格により国家資格保有率や従事している業種が異なること、いずれの資格取得者も消費者の認知度の低さや資格取得後のフォローアップに不満があること、が明らかとなった。以上より、アドバイザースタッフ制度を充実させ、効果的に消費者へ情報提供できるようにするためには、アドバイザースタッフ資格取得後の教育システムの整備お

よび消費者への周知が急務であることが示唆された。

(2) 消費者に対する効果的な情報提供ツールの開発

健康食品の多くは、薬局で販売されているため、薬の専門家である薬剤師が NR などの資格を有し、健康食品に関する最新情報と正確な知識を習得することにより、消費者に対しての適切な情報の提供が期待される。そのため、薬剤師が健康食品について最新情報を手に入れ専門的なアドバイスを行えるような研修システムおよび情報提供ツールについて検証し、適切なシステムの構築を試みた。また、健康食品についての知識を必要としている薬剤師を対象に研修システムについてのアンケートによる実態調査を行なった。さらに腎臓透析専門の医療機関において医療スタッフと患者を対象とした健康食品についてのアンケート調査から医療機関における問題点を抽出し、薬剤師が患者や消費者に対する健康食品使用や服薬指導に使えるカード式の説明ツール B5 版を試作した。その結果、薬局勤務の薬剤師 11 名に試作した情報提供ツールについて意見を求めたところ、大変有効なツールである、大きさは手ごろで紙の厚さもよい、差し替えできるスタイルもよいなどと概ね好評であったが、対象者(病気の、高齢者、妊婦、母親)毎に分けて作ると使い易い、一般向け対象の情報提供ツールとして作成してほしい、情報ツールは薬剤師向け、患者向けを別にすると見やすい、カリウム上昇例、ウコンを服用中に肝機能悪化等例を挙げた資料があれば一般の人興味もわく、1 ページあたりの情報量を少なくなどの意見もあった。

患者や消費者に対する健康食品使用の聞き取りや服薬指導などの際に使えるカード式の説明ツールは、必要であるという薬剤師の意見が多かった。試作品は概ね好評であったことから、今後は、より使いやすい形態で作成したものを配布し、病院や薬局で使用して頂き、意見をとり入れて改良を行う。

(3) 健康食品による被害防止に関する検討

健康食品の摂取に伴う健康被害の因果関係判定には、医薬品と異なる判断が要求される部分がある。今後、健康食品の特殊性を考慮した因果関係判定法を確立し、臨床現場から得られる健康食品の摂取に伴う健康被害の

多様な事例を入手して評価判定を行うことにより、その評価法の有用性を明らかにすべきと考えられた。

F. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 信川益明:第7章 食品保健と医療科学. 食品保健の科学. 細谷憲治, 林裕造, 上野川修一監修, 東京, 丸善, 2010.
- 2) 信川益明(責任編集):健康食品. 保健機能食品制度. 特定保健用食品. 栄養機能食品. JHFAマーク表示許可食品. 特別用途食品. 強化食品. 健康強調表示. ヘルスクレーム. コーデックス食品規格委員会. Good Manufacturing Practice. 食品保健指導者. Contract Research Organization. Site Management Organization. Clinical Research Coordinator. 日本健康・栄養食品協会. Nutrition Care Management. 看護大事典 第2版. 和田攻・南裕子・小峰光博 総編集, 信川益明(医療社会学)他87名 責任編集, 東京, 医学書院, 2010.
- 3) Yoko Sato, Azumi, Yamagishi, Yoko Hashimoto, Nantiga Virgona, Yoshiharu Hosiyama, Keizo Umegaki: Use of Dietary Supplements among Preschool Children in Japan. J Nutr Sci Vitaminol. 55:317-325, 2009
- 4) 山田浩, 松本圭司, 清水雅之, 熊谷翼, 渡邊崇之, 近都正幸, 朴美貞, 小菅和仁, 川上純一, 梅垣敬三:健康食品摂取と健康上の有害事象の因果関係を評価するためのアルゴリズムの提案. 臨床薬理 40(4):163-168, 2009.
- 5) 山田浩, 山田薫. 「肥満と糖尿病の薬物療法」Q&A/ダイエット関連健康食品の有害事象は?ダイエット関連健康食品の有害事象について教えてください. 肥満と糖尿病: 8(2): 192-193, 2009.

2. 学会発表

- 1) 信川益明(特別講演):生活密着型の高齢者向け見守りネットワークについて~背景、現状の課題、将来展望~. 「都市型高齢者向け見守りネットワーク:生活支援・医療連携・生きがいづくり実現とIT」HOSPEX Japan 2009, 東京, 2009年11月13日.
- 2) 信川益明, 丹羽正幸, 平澤精一, 平野誠一

郎:社団法人新宿区医師会医療生活機能研究会設立と活動報告. 第 33 回新宿区医師会医学懇話会, 東京, 2009 年 12 月 5 日.

3) 信川益明:健康食品の評価法及び消費者に理解頂くためのアドバイザースタッフの教育. シンポジウムⅡ「消費者が理解、納得する健康食品の情報提供について」第 10 回日本健康・栄養システム学会, 2010.

4) 加藤竜維、清水雅之、渡邊崇之、小菅和仁、望月亜希子、岩崎剛士、神戸宏憲、坂本達一郎、河原崎貴伯、梅垣敬三、山田浩. 健康食品と医薬品の併用に伴う有害事象の因果関係評価判定のための評価票の検討. 第 30 回日本臨床薬理学会年会、横浜、2009 年 12 月 3-5 日

5) 渡邊崇之、吉川俊博、金子貴則、朴美貞、小菅和仁、梅垣敬三、山田浩. 茶カテキンおよび茶摂取が血中脂質へ及ぼす影響-ランダム化比較試験を対象としたメタアナリシス研究-. 第 30 回日本臨床薬理学会年会、横浜、2009 年 12 月 3-5 日

6) 朴美貞、加治慎也、藤本雅宣、松下久美、北川俊朗、小菅和仁、山田浩. 学童のインフルエンザ罹患状況と予防対策に関するアンケート調査:緑茶との関連. 第 30 回日本臨床薬理学会年会、横浜、2009 年 12 月 3-5 日

7) 小菅和仁、寺尾昭宏、木俣美津夫、鈴木留美子、浅野正宏、鈴木千恵子、吉田雅行、浜口弘睦、小國伊太郎、山田浩. カテキン含有マスクによるインフルエンザ予防の検討. 第 30 回日本臨床薬理学会年会、横浜、2009 年 12 月 3-5 日

3. その他

なし

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

アドバイザースタッフ取得者に対するアンケート調査(結果の抜粋)

アドバイザースタッフの各養成・認定団体の協力を得て、資格取得者に対してアンケート調査を実施した。資格名は、栄養情報担当者(NR)、食品保健指導士、サプリメントアドバイザー、健康食品管理士。なお、全ての資格取得者にアンケートを実施できなかったため、正確に全体の状況を反映していない可能性もある。

回答が得られた人数と、2009年10月における資格取得者は下記の通り。

・栄養情報担当者(NR)・・・(独)国立健康・栄養研究所 (認定のみ、養成は外部)

アンケート対象者 2,924人 回答者 2,223人(回答率76%)

(有資格者総数:4,093人、総数からみた回答率:54%)

・食品保健指導士・・・(財)日本健康・栄養食品協会

アンケート対象者 504人 回答者 183人(回答率36.3%)

(有資格者総数:906人、総数からみた回答率:20.3%)

・サプリメントアドバイザー・・・日本サプリメントアドバイザー認定機構(日本臨床栄養協会)

アンケート対象者 1,988人 回答者 835人(回答率42%)

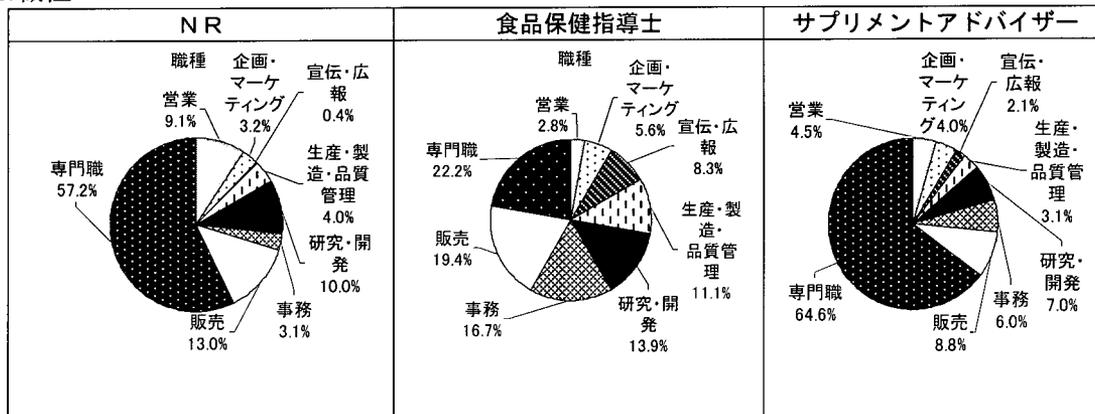
(有資格者総数:3,911人、総数からみた回答率:21.4%)

・健康食品管理士・・・一般社団法人健康食品管理士認定協会

アンケート対象者 6,653人 回答者 900人(回答率13.5%)

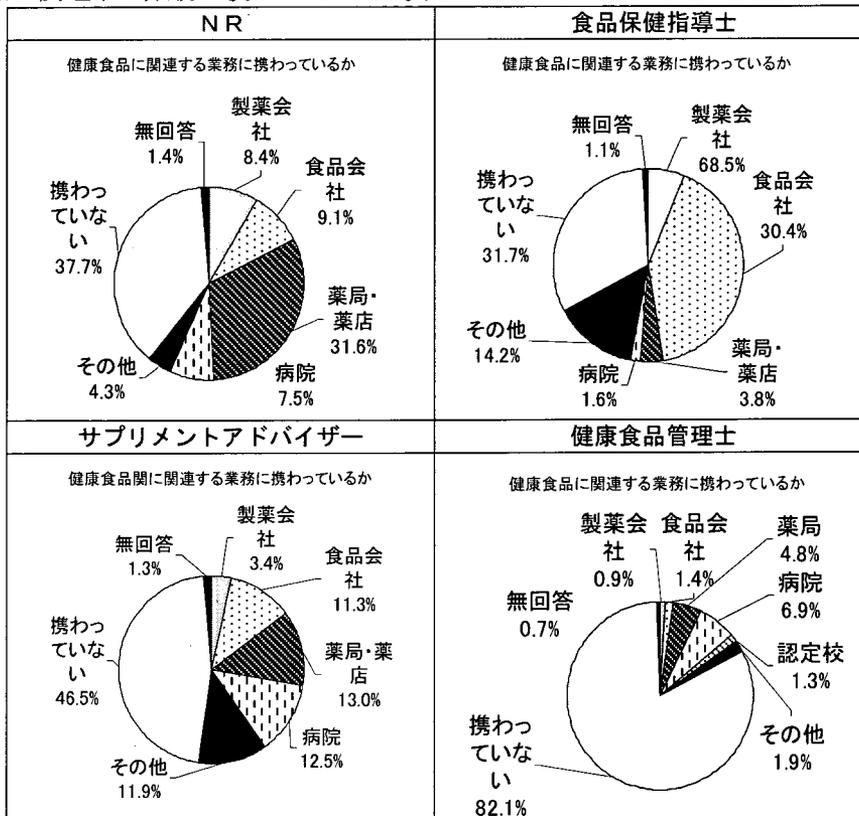
(有資格者総数:6,653人、総数からみた回答率:13.5%)

1.職種



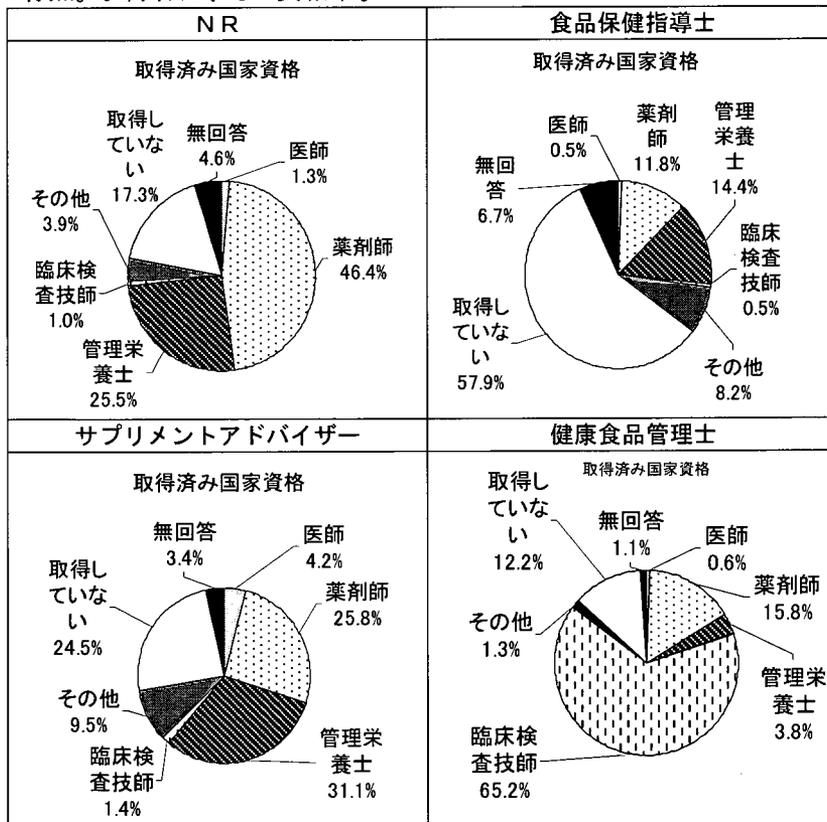
NRとサプリメントアドバイザーは専門職が多い。健康食品管理士は該当の設問なし。

2.健康食品に関する業務に携わっているか。関わっている場合は、その業態。



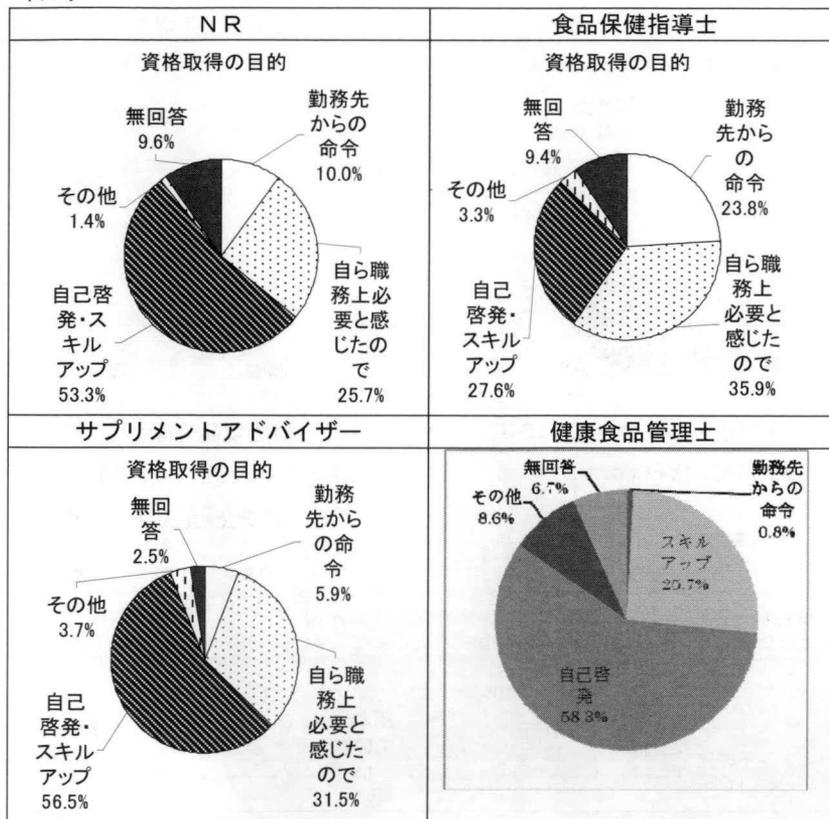
NR は特に薬局・薬店の業務に携わっている人が多い。健康食品管理士は、健康食品に関連する業務に携わっていない人が多い。

3.国家資格の有無。取得者は、その資格名。



NR やサプリメントアドバイザー、健康食品管理士は、国家資格を既に取得している人が多い。NR は薬剤師、健康食品管理士は臨床検査技師が多い。

4.資格取得の目的



資格取得の目的として、NRとサプリメントアドバイザーでは特に自己啓発・スキルアップが多く、勤務先からの命令で取得した人はやや少ない。

厚生科学研究費補助金(食品の安心・安全確保推進研究事業)
(分担)研究報告書

保健機能食品等に係るアドバイザースタッフに関する実態調査
- 栄養情報担当者、食品保健指導士、サプリメントアドバイザーについて -

主任研究者 梅垣 敬三 (独)国立健康・栄養研究所情報センター
研究協力者 玉川 淳 (独)国立障害者リハビリテーションセンター研究所
佐藤 陽子 (独)国立健康・栄養研究所情報センター
狩野 照誉 (独)国立健康・栄養研究所情報センター
中西 朋子 (独)国立健康・栄養研究所情報センター

研究要旨

保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの現状や問題点を明確にし、より効果的な制度の整備に役立てることを目的に、1)アドバイザースタッフと想定される資格および認定団体に対する調査、2)主要なアドバイザースタッフである4資格中の3資格(栄養情報担当者(NR)、健康食品管理士、サプリメントアドバイザー)の資格取得者に対して、現在の職業、国家資格の有無、資格取得の目的、資格更新の状況、資格が役立っているか、類似資格の存在と統合、現状で問題となっている事項などのアンケート調査を実施した(対象者は5,416人、3,241人から回答を得た)。

アドバイザースタッフと想定される資格の認定団体は21団体あり、うち13団体から回答が得られた。その中の8団体は養成している資格がアドバイザースタッフに該当すると答えた。3つのアドバイザースタッフの資格取得者に対して個別にアンケート調査した結果、薬剤師や管理栄養士などの国家資格の有無、職種、健康食品関連の業務への関与度などが様々であった。NRとサプリメントアドバイザーについては類似点が多く、社会的な認知度の低さについては、3つの資格に共通していた。現在、保健機能食品等のアドバイザースタッフと称する資格は乱立しており、そのような状況が国民に対する認知度の低さに関係していると考えられた。今後アドバイザースタッフが社会で活躍できるようにするためには、その知名度の向上、最新情報の提供、教育システムの確保、活躍の場の提供、消費者に信頼され認識されやすい公的資格としての統合などの取り組みが必要であろう。

A.目的

現在のサプリメントや健康食品に関する情報の氾濫は、望ましい食生活を実施することの障害となるだけでなく、健康被害の発生等の問題にも大きく関与している。国民に対して正しい情報を提供し、自らの選択に委ねるため、平成13年2月の薬事・食品衛生審議会報告書「保健機能食品の表示等について」において、アドバイザースタッフの必要性が指摘された。また、これを踏まえ、平成14年2月、厚生労働省より「保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方について」がとりまとめられ、“バランスのとれた食生活が重要であることを前提に、正しい情報を提供し、身近で気軽に相談できる人材”とし

て、アドバイザースタッフの養成が民間団体を主体に開始された。その後、アドバイザースタッフの養成は数々の団体で行われているが、その実態は把握できておらず、また、消費者に求められている役割が十分に果たしているとは言えない。本研究では、アドバイザースタッフの資格取得者の実態を把握し、より効果的な制度の整備に役立てる目的で、1)アドバイザースタッフと想定される資格および認定団体への調査、2)アドバイザースタッフの資格取得者に対する調査を行った。調査したアドバイザースタッフは、栄養情報担当者(NR、養成は民間で認定のみ独立行政法人国立健康・栄養研究所が実施)、サプリメントアドバイ

ザー(日本臨床栄養協会が養成・認定)、食品保健指導士(日本健康栄養食品協会が養成・認定)、健康食品管理士(健康食品管理士協会が養成・認定)である。健康食品管理士については、別の研究分担者に委ねた。

B. 研究方法

1) アドバイザリースタッフと想定される資格および認定団体への調査

1. 時期・対象・調査方法

2009年6月～11月に、インターネットを検索してアドバイザリースタッフと想定された資格の認定団体(11団体)に対してアンケート調査を行った。

2. 調査内容

調査項目は、資格の設立年、アドバイザリースタッフに該当するか、認定者数、受講形式、書店でのテキスト購入の可否について設定した。

2) アドバイザリースタッフ資格取得者への意識調査

1. 時期・対象・調査方法

2009年9月～2009年12月に、アドバイザリースタッフ養成団体のうち、協力が得られたNR協会、日本健康・食品協会、日本臨床栄養協会の3団体を介し、資格取得者5,416人を対象に自記式質問紙法にてアンケート調査を行った。3団体で認定している資格はそれぞれ、栄養情報担当者(NR)(以下、NR)、食品保健指導士、サプリメントアドバイザーである。調査用紙は、養成団体を通じて配布し、郵送にて研究実施者へ返送するようにした。なお、対象者は各団体への登録者であり、資格取得者全員ではない。

2. 調査内容

調査項目は、属性、資格取得の目的、更新の意思、資格の現状に対する意識、資格のこれからについての意識について設定した。

3. 解析方法

選択式項目については、選択者の割合を図で示し、自由記述式項目については、複数人が記述した解答もしくはアドバイザリースタッフのあり方を検討する上で参考になりうると思われる解答のみを列挙した。

C. 研究結果

1) アドバイザリースタッフと想定される資格および認定団体への調査

アドバイザリースタッフと想定される資格の認定団体は21団体あり(表1)、うち13団体(57.1%)から回答が得られた(表2)。資格の創立は2000年から2008年まで幅広く、また、認定者数も約40人～約7,000人と、団体によって大きな差があった。また、資格が厚生労働省の通知によるアドバイザリースタッフに該当するかの問いに対し、「該当する」は8団体(61.5%)、「該当しない」は1団体(7.7%)、「該当する可能性あり」は2団体(15.4%)、2団体は無回答であった。受講形式は通信教育型が7団体(53.8%) (うち1団体は非必須)、通学教育型が3団体(23.0%)、通信または通学教育型が3団体(23.0%)であった。養成に必要なテキストが書店で購入可能なのは4団体(30.8%) (うち1団体は一部のみ可)、不可能なのは9団体(69.2%)であった。なお、各団体の詳細な調査は、別途実施したのでそちらを参照されたい(信川益明分担研究の報告書を参照)。

2) アドバイザリースタッフ資格取得者の意識調査

1. 対象者の属性

アンケート対象者5,416人の資格別内訳は、NR 2,924人、食品保健指導士 504人、サプリメントアドバイザー1,988人であった。このうち、回答が得られたのは、3,241人(有効回収率59.8%)であり、その資格別内訳は、NR 2,223人(回収率76.0%)、食品保健指導士 183人(回収率36.3%)、サプリメントアドバイザー835人(回収率42.0%)であった。有資格者総数に対する各資格の回答者の割合は、NR 54.0%、食品保健指導士 20.3%、サプリメントアドバイザー21.4%であった。

2. 各資格取得者の属性

NRとサプリメントアドバイザーは女性が多く、食品保健指導士は男性の方が多かった。年齢は全ての資格で30代、40代が大部分を占めた。

職業は全ての資格で会社員・公務員が大部分を占めたが、NRとサプリメントアドバイザーは専門職が多く、食品保健指導士は販売や事務職が多かった。NRと食品保健指導士では健康食品に関連する業務に携わっている人が約70%であったが、サプリメントアドバイザーは52%とやや少なかった。勤め先はNRでは薬局・薬店、食品保健指導士は食品会社、サ

プリメントアドバイザーは病院が、それぞれ他の団体より多かった。

NRとサプリメントアドバイザーは、国家資格を既に取得している人が70%以上を占め、NRは薬剤師が、サプリメントアドバイザーは管理栄養士が多かった。食品保健指導士は国家資格を取得していない人が58%であった。

2種類以上のアドバイザースタッフ資格を取得している人は、NRで151人(6.8%)、食品保健指導士で25人(13.7%)、サプリメントアドバイザーで76人(9.1%)であった。

3. 資格の現状に対する意識

資格取得の目的は、NRとサプリメントアドバイザーでは特に自己啓発・スキルアップが多く、職務先からの命令で取得した人はやや少なかった。どの資格もほとんどの人が継続して更新していく意思があった。

資格取得に当たって受講した養成講座のカリキュラムについては、食品保健指導士で「十分ではなかった」と回答した人が多かったが、他の資格では「十分だった」と回答した人が80%を超えた。養成講座に不満があった人は、他の参考書を利用して独自に学習していた。

約70%の人が取得した資格が役立っていると答え、特に業務上役立っていることが分かったが、有資格者であることを提示している人は少なかった。

健康食品に関するアドバイスを求められた場合、「十分にできる」「できる」と答えた人が約半数であり、残りの半数は「どちらでもない」「ほとんどできない」もしくは「全くできない」と回答していた。アドバイスができない理由としては、情報収集が不十分であることを挙げた人が多く、次いで実務経験の無さが挙げられた。アドバイスができないと回答した人の約90%がアドバイスをできるようになりたいという意欲を持っており、最新の健康食品情報や簡易マニュアルを求めている。

資格の更新制度については、団体によりさまざまであるが、各団体の更新制度に満足している人が半数以上であった。更新時試験の導入については賛成・反対の両意見がほぼ同数であったが、「どちらともいえない」と回答した人が最も多かった。

現在の各資格の位置づけに対し不満を持っている人は60%を超え、その理由として社会的な認知度の低さが全ての資格で最も多く挙げられた。有資格者の多くは各自が取得した

資格以外にもアドバイザースタッフが存在することを認知しており、特に、サプリメントアドバイザーの認知度が高かった。

4. 資格のこれからについての意識

類似した資格との統合については、「賛成」・「どちらでもない」と答えた人がほぼ同数であったが、「反対」と回答した人も10~20%いた。賛成の理由としては、認知度の向上が最も多く、反対の理由としては、資格取得の難易度や制度の違いが多く挙げられた。

アドバイザースタッフの育成については、今後も積極的に行うべきとする回答が多く、そのためには、知名度の向上、最新情報の提供、教育システムの確保、活躍の場の提供が必要とされた。

アドバイザースタッフを国家資格化することに対しては「賛成」の人が約60%であったが「どちらでもない」、「反対」の意見もみられた。賛成意見では、資質向上、信頼性の向上、認知度の向上を挙げる人が多く、反対意見では、知識不足、健康食品自体の位置づけが不明確である点を挙げる人が多かった。

健康食品の現状については、ほとんどの人が「気になっていることがある」とし、メディアや販売者の過剰広告を挙げる人が多かった。アドバイザースタッフ資格取得者は、所属団体の講習会や研修会のほかにインターネットや専門書などの書籍から情報を入手していた。

D. 考察

本研究では、アドバイザースタッフと想定される資格および認定団体の実態調査と、アドバイザースタッフ(NR、食品保健指導士、サプリメントアドバイザー)の資格取得者を対象に、アドバイザースタッフの現状と今後の展開への意識などに関するアンケート調査を行った。

アドバイザースタッフの養成・認定団体の調査結果から、21のアドバイザースタッフと想定された団体のうち回答を得た13団体中8団体は養成している資格がアドバイザースタッフに該当すると答えた。しかし、2団体は「可能性はある」と回答し、養成側もアドバイザースタッフに関して明確な認識を持っていない状況が示唆された。また、養成に利用されるテキストの購入については9団体(約70%)では不可能であり、講座が一般に開かれていない現状も明らかとなった。

また、資格取得者の国家資格保有率や従事している業種はアドバイザースタッフ資格により異なること、いずれの資格取得者も資格取得後のフォローアップの充実を望んでいること、消費者の認知度の低さに不満を感じていること、の3点が明らかとなった。

平成14年にまとめられた厚生労働省「保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方について」において、アドバイザースタッフの養成は民間団体に任されており、数多くの養成団体が乱立している。こうした中、認定・養成の方法や範囲、活動内容、知識レベル等も様々であることが予測されてきた。実際、本調査において、国家資格取得者が多く、よりレベルアップを目指して取得しているもの、食品会社勤務者（販売や事務など）が多いもの、薬剤師もしくは管理栄養士が多いものなど、資格により特徴が見られ、健康食品に対する姿勢も様々であることが明らかとなった。アドバイザースタッフ資格の乱立を収束していくことは必要であるが、これらを一気に統一して行くことも難しいと考えられる。こうしたさまざまな特性をもつ資格取得者が、アドバイザースタッフとして社会で活躍していくためには、一定の知識レベルの保持と基本的な健康食品に対する考え方を、ある程度統一することも必要と考えられる。知識レベルの保持のためには、資格取得後の更新時試験の導入が不可欠と考えられるが、一度取得した資格に対し再度同様の試験を実施することには抵抗が見られ、また、現行の更新制度においても、開催場所や日時に対する要望が多かった。インターネットからの情報収集者が多いことなど考えると、eラーニングを活用した更新時試験およびフォローアップ教育の検討が望まれる。

資格取得後のフォローアップに関しては、最新情報の提供の他、簡易マニュアルの要望が強く、消費者と対面する現場で利用できる効果的なツールの開発の必要性が示唆された。また、資格は取得していても、「健康食品に関するアドバイスができない」と回答した人が多かったことから、体験的学習の場を確保するなど、より実践的なフォローアップ教育が求められていることが明らかとなった。

アドバイザースタッフ資格取得者が、現状で最も不満を感じている点は、その認知度の低さであった。資格取得者自身、その資格を

保有していることを提示している人は少なく、提示しないからますます認知されなくなるといった悪循環も考えられる。消費者への周知を徹底するためには、アドバイザースタッフについての認知度を上げる取り組みが求められる。

本研究の調査対象者は、全資格保有者ではなく、また、団体によっては回答者割合が総資格保有者の20%のものもあるため、対象者の偏りを無視することはできず、本結果が必ずしも資格取得者全体の状況を反映するものではないという難点がある。しかし、このような状況を考慮しても、資格の養成・認定団体により取得者に特徴があること、アドバイザースタッフの現状への不満はどの資格取得者でも共通していることが明確になったことは、今後、アドバイザースタッフ制度を整備していくうえでの有益な資料となり得る。アドバイザースタッフを有効に活用し、効果的に消費者へ情報提供できるようにするためには、アドバイザースタッフ資格取得後の教育システムの整備および消費者への周知が急務と考えられる。

E. 結論

アドバイザースタッフの実態を調査するため、アドバイザースタッフと想定される資格および認定団体にアンケート調査を行った。また、資格取得者の意識等を調査するために、NR、食品保健指導士、サプリメントアドバイザーの資格取得者を対象として、アドバイザースタッフの実態調査を行った。その結果、資格により国家資格保有率や従事している業種が異なること、いずれの資格取得者も消費者の認知度の低さや資格取得後のフォローアップに不満があることなどが明らかとなった。以上より、今後アドバイザースタッフが社会で活躍できるようにするためには、知名度の向上、最新情報の提供、教育システムの確保、活躍の場の提供、消費者に信頼され認識されやすい公的資格としての統合などの取り組みが急務と考えられる。

F.研究発表

1.論文発表

なし

2.学会発表

なし

3.その他

なし

G.知的所有権の取得状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

表1 アドバイザリースタッフと想定される資格一覧
(平成22年1月現在)

	アドバイザースタッフと想定される資格
1.	栄養情報担当者 (NR)
2.	日本臨床栄養協会 サプリメントアドバイザー
3.	食品保健指導士
4.	健康食品管理士
5.	サプリメント管理士・サプリメント管理士マスター
6.	サプリメント指導士
7.	サプリメントアドバイザー(日本ニュートリション協会)
8.	健康管理士
9.	食養士・管理食養士
10.	ヘルスケアアドバイザー
11.	健康食品コーディネーター
12.	食生活管理士※
13.	サプリメントコーディネーター
14.	健康コンシェルジュ ナチュラビオティスト
15.	フードコンシェルジュ
16.	健康・食育マスター
17.	メディカルサプリメントアドバイザー
18.	認定サプリメントアドバイザー
19.	サプリメントアドバイザー (JMB: 非営利活動法人日本美容統合医療協会)
20.	サプリメントコーディネーター
21.	メディカルサプリメントカウンセラー

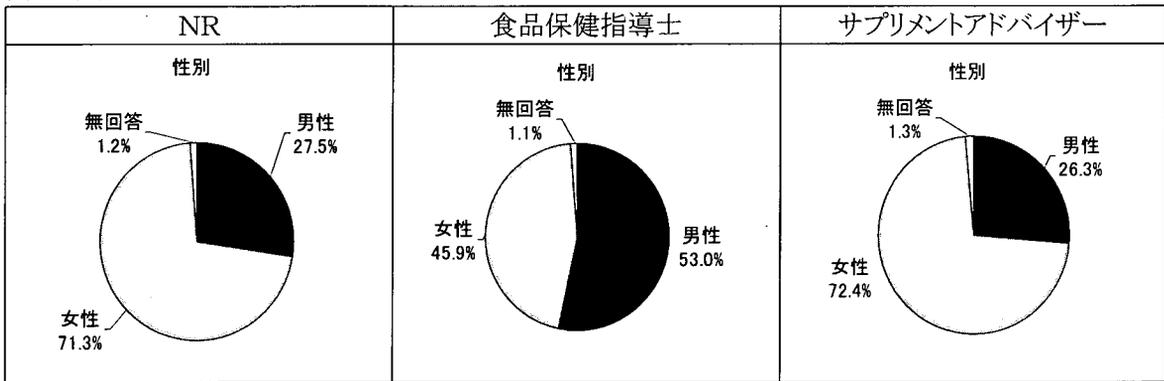
表2 アドバイザースタッフと想定される資格および認定団体一覧と教材テキストに関する調査

資格名	認定団体名	資格の 設立年	アドバイザー スタッフに該当	認定者数	受講 形式	書店での テキスト 購入可否	実態 リスト 番号
サプリメントアドバイザー	日本ニュートリション協会	2000年	—	2,000名 (2008年現在)	通信	不可	7
サプリメントアドバイザー	一般社団法人 日本臨床栄養協会	2001年	該当	3,911名 (2009年現在)	通信	可	2
食品保健指導士	日本健康・栄養食品協会	2001年	該当	906名 (2009年現在)	通学	可	3
ヘルスケアアドバイザー	日本チェーンドラックスア協会	2001年	該当	6,638名 (2009年現在)	通信	不可	10
サプリメント管理士マスター	特定非営利活動法人 新生活普及協 会/㈱SSFK 研修センター	2002年	—	6,000名 (2008年現在)	通信	不可	5
栄養情報担当者 (NR)	国立健康・栄養研究所	2003年	該当	3,480名 (2008年現在)	通信/通学	可	1
健康食品管理士	一般社団法人 健康食品管理士認定協会	2004年	該当	6,653名 (2009年現在)	通学/通信	不可	4
健康食品コーディネーター	財団法人職業技能振興会	2006年	該当	46名 (2009年現在)	通信 (受講非必須)	不可	11
サプリメントコーディネーター	株式会社日本フローラルアート	2006年	可能性あり	不明	通信	不可	13
認定サプリメントアドバイザー	日本アンチエイジング歯科学会	2006年	該当せず	不明	通学	不可	18
サプリメントコーディネーター	メデイカルサポートスクール	2007年	該当	50名 (詳細不明)	通信/通学	不可	20
食生活管理士	株式会社日本フローラルアート	2008年	可能性あり	不明	通信	不可	12
メデイカルサプリメントカウンセラー	日本メデイカルサプリメント協会	不明	該当	不明	通学	一部可	21

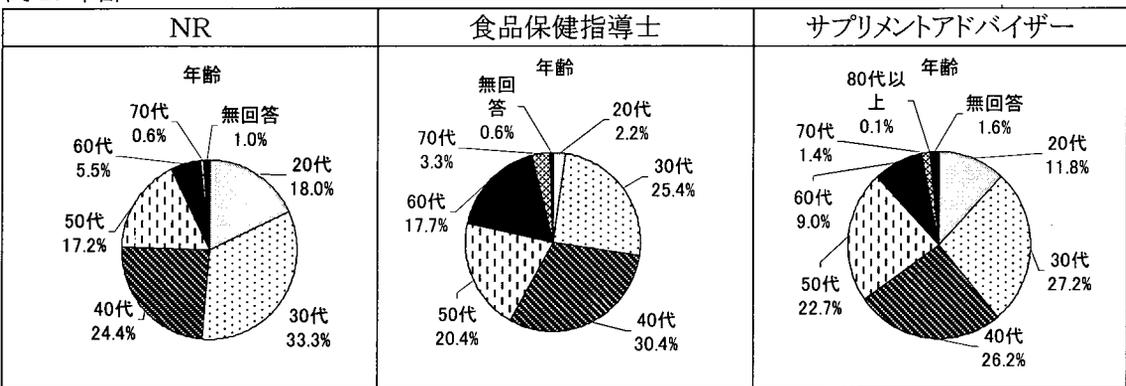
※2009年6月から11月まで、メールと書面で調査。21団体のうち13団体(61.9%)より回答

図表: 選択式項目については選択者の割合を示す。自由記述項目については複数人が記述した回答やアドバイザー・スタッフのあり方を検討する上で参考になり得ると考えられる回答を列挙。※印は複数人が記述した回答

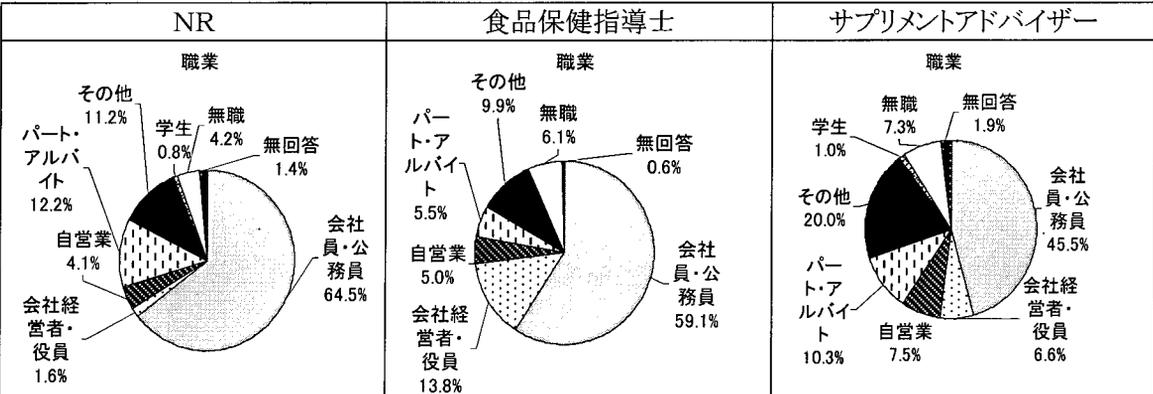
問 1. 性別



問 2. 年齢



問 3 (1). 職業



問 3 (2). 職種

